

令和2年度藤枝市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度藤枝市水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。